

「介護老人福祉施設ニセコハイツ」重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人ニセコ福祉会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ニセコハイツ（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者には、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

2 事業者（法人）の概要

事業者番号	北海道指定 第0172200024号
事業者（法人）	社会福祉法人 ニセコ福祉会
所在地	〒048-1512 北海道虻田郡ニセコ町有島87番地4
代表者	理事長 本間 邦男
設立年月日	昭和61年11月1日
電話番号	0136-44-2772

3 施設の概要

(1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム ニセコハイツ
所在地	北海道虻田郡ニセコ町字有島87番地4
施設長	折内 光洋
開設年月日	昭和61年 4月 1日
電話番号	0136-44-2772
FAX番号	0136-43-2116

(2) 設備の概要

居室	21室 1人部屋（2室） 2人部屋（9室） 4人部屋（10室）
静養室	1室 居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。

食堂	1室 利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	2室 一般浴槽・特殊浴槽。
洗面設備	2室 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	4室 利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1室 利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	1室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護物品室

〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）。
- ③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	17名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	2名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
事務職員他		必要数

(4) 営業時間と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
-----	------------

営業時間	24時間
定員	50名

(5) ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		事業開始年月日	利用定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日指定	50名
居宅	短期入所生活介護	平成12年 4月 1日指定	10名
居宅	予防介護短期入所介護	平成19年 4月 1日指定	

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「5 利用料等」をご確認ください。

種類	内容
施設サービス計画の作成	<p>施設サービス計画を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴又は清拭は週2回以上行います。 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていま</p>

	す。 【食事時間】朝食 07時00分～08時00分 昼食 11時30分～12時30分 夕食 17時30分～18時30分
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
送迎	施設入所、緊急時及び病院受診等の送迎を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

② インフルエンザ予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

③ 日用品

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用

ティッシュペーパー、履物、靴下、下着、失禁パンツ、歯ブラシ等の日用品（オムツは基本的に無料ですが、使用する物により、差額を実費にていただく場合があります。）

④ クリーニング

セーター、ウールなど施設の洗濯機で洗えないものはクリーニングに出し、実費をいただきます。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 基本施設サービス費

負担割合が1割の場合（2割の場合は①介護保険利用者負担額が2倍となります。3割の場合は①介護保険利用者負担額が3倍となります。）

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
① 介護保険利用者負担額	多床室	¥589	¥659	¥732	¥802	¥871		
② 食事に係る自己負担額	利用者負担額	第1段階	¥300					
		第2段階	¥390					
		第3段階	①	¥650				
			②	¥1,360				
上記以外の方	¥1,445							
③ 居住費に係る自己負担額	利用者負担額	第1段階	¥0					
		第2段階	¥430					
		第3段階	①	¥430				
			②	¥430				
上記以外の方	¥915							
自己負担合計(①+②+③)	利用者負担額	第1段階	¥889	¥959	¥1,032	¥1,102	¥1,171	
		第2段階	¥1,409	¥1,479	¥1,552	¥1,622	¥1,691	
		第3段階	①	¥1,669	¥1,739	¥1,812	¥1,882	¥1,951
			②	¥2,379	¥2,447	¥2,522	¥2,592	¥2,661
上記以外の方	¥2,949	¥3,019	¥3,092	¥3,162	¥3,231			

(2) 加算・減算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

※上記の自己負担合計が一日の料金となり、その他加算が付きます。加算内訳は別紙のとおり。

※介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。

また上記基本施設サービス費のほかに、別紙加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

所得の状況		預貯金等の資産状況
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者の方 生活保護を受給されている方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等(※)の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下

第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等(※)の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	単身:550 万円以下 夫婦:1550 万円以下
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入等(※)の合計が 120 万円を超える方	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下
第4段階	上記以外の方	

※公的年金等収入金額(非課税年金含みます。)+その他の合計所得金額

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1 か月ごとに計算し、翌月の 2 1 日までにご請求いたしますので、請求された月の 2 1 日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

① ご契約者様、ご家族様の金融機関口座からの自動引き落とし(別途引落手数料)	
【ご利用できる金融機関】	ア、北海道信用金庫ニセコ支店 50 円(税抜)
	イ、ようてい農業協同組合真狩支所 100 円(税込)
	ウ、ゆうちょ銀行 10 円(税込)
② 引落指定日に間に合わなかった場合の振込先	
【金融機関】	北海信用金庫ニセコ支店
【口座番号】	普通預金 0503739
【口座名義】	特別養護老人ホーム ニセコハイツ 施設長 折内光洋

7 施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施し

ない場合

- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して90日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- ① 検査入院等7日間以内の短期入院の場合
7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。
- ② 3月以内の退院が見込まれない場合
3月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 代理人等について

- (1) 施設では、契約締結に当たり、代理人兼連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
 - ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理

人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第3条に定める同意又は要請、同第7条3項、第9条3項、第18条1項、第19条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

② 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

③ 連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業員にご一報ください。

② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 喫煙・飲酒

② 従業員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり

④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなし

⑤ 従業員及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

申立先	特別養護老人ホームニセコハイツ
連絡先	電話 0136-44-2772
担当者	苦情解決責任者：施設長 折内 光洋
	苦情受付担当者：生活相談員 遠藤 結城
	第三者委員：民生委員代表 高屋 清一 電話：0136-44-3351 ：福祉団体職員 芳賀 善範 電話：0136-44-2234（社協） ：ニセコ福祉会監事 久保 吉幸 電話：0136-44-2583
①苦情受付担当者が苦情申立の窓口として対応する。なお、相談に訪問に訪問したご利用者及びそのご家族のプライバシーと秘密保持のため、相談室にて面談する。	
②苦情受付担当者は、苦情内容、苦情申立の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告する。	
③苦情解決責任者は、苦情内容の報告を受け、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と協議し、解決を図る。	
④上記③での解決が困難な場合は、苦情解決委員会の対応、もしくは第三者委員の立会いにより、客観的な解決を図る。	

※行政機関その他苦情受付機関

1) ニセコ町役場 保健福祉課	所在地 虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地 電話番号 0136-44-2121
2) 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 4 丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 内線 6115
3) 社会福祉法人ニセコ町社会福祉協議会	所在地 虻田郡ニセコ町字富士見 95 番地 電話番号 0136-44-2234

17 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

医療機関の名称	ニセコ医院
所在地	虻田郡ニセコ町字富士見 2-11
診療科	外科・内科・小児科

※医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、上記協力医療機関及び他の医療機関において診療・治療を受けることができます。(但し、優先的な診療・治療を保証するものではありません。)

18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者評価の実施はしていません。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

(署名又は記名・押印)

所在地 北海道虻田郡ニセコ町字有島87番地4

施設名 特別養護老人ホームニセコハイツ

施設長 折内 光洋 印

説明者 生活相談員 遠藤 結城 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（契約者）>

住所

氏名 印

<代理人兼連帯保証人>

住所

氏名 印

電話番号